

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は倉敷市合唱連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は加盟団体相互の親交ならびに合唱音楽の普及発展をはかることにより、市内外の文化の振興に寄与することを目的とする。

(活動単位)

第3条 連盟の活動は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年間を区切りとする。

## 第2章 加盟団体

(加盟団体の種類)

第4条 連盟は以下の加盟団体で構成する。

1. 演奏団体: 倉敷市内を本拠地とする合唱団であって、理事会が加盟を認めたもの。
2. 賛助団体等: 連盟の目的に賛同し、もっぱら連盟の支援を目的として加盟しようとする団体または個人であって、理事会が加盟を認めたもの。

(加盟団体の義務)

第5条 加盟団体は次の事項を誠実に実行しなければならない。

1. 連盟の活動への積極的な参加および積極的な協力
2. 連盟費の納入

## 第3章 理事および役員

(理事)

第6条 加盟団体はそれぞれ理事を選任し、連盟の運営にあたらせなければならない。理事は1団体につき最大3名とし、任期は派遣した加盟団体が定める。

(役員)

第7条 本連盟に次の役員をおく。

1. 理事長 1名 : 連盟を代表すると共に、理事を統括して連盟の運営にあたる。
2. 副理事長 1~2名 : 理事長を補佐する。理事長が任務を遂行できないときそれを代行する。
3. 事務担当役員 若干名 : 事務局を構成し、連盟運営の実務にあたる。
4. 監査役 1~2名 : 連盟の経理および運営の状況を監査する。

(役員を選任と任期)

第8条(1)理事長は理事の中から、理事会において選任する。任期は2年間とする。

(2)理事長以外の役員は、理事の中から、理事長と理事とで選任する。任期は理事長に準ずる。

(役員の変動)

第9条 役員は第7、8条の規定に準じて補充または変更ができるものとする。ただし新たに選任された役員は、前任者の残りの期間とする。

## 第4章 総会

(構成)

第10条 総会は加盟団体の代表者、指導者および理事によって構成する。これらの代理者も出席し、意見を述べることができる。

(開催)

第11条 総会は年度の区切りの時期および理事会が必要と認めたとき、理事長が召集する。

(付議事項)

第12条 総会は以下の事項に関する報告あるいは審議および議決を行う。以下の2. ~5. は報告事項とするが、理事会に再審議を求めることができるものとする。

1. 連盟の運営方針
2. 活動の計画および反省
3. 決算あるいは決算見込み、および予算
4. 役員および役員分担
5. 規約の改正
6. その他連盟に長期にわたって関係する重要事項

(議長)

第13条 総会の議長は、理事長または理事長が指名した者とする。

(議決)

第14条 総会は加盟団体の過半数の出席で成立し、その議決は、出席団体の過半数によってなされるものとする。賛否同数の場合は理事長が裁定する。

## 第5章 理事会

(構成と機能)

第15条 理事会は全理事で構成し、連盟の運営について審議し、遂行する。

(付議事項)

第16条 以下の事項は理事会にはからなければならない。

1. 連盟の運営方針
2. 役員および顧問の選任および確認
3. 活動の計画および反省
4. 新団体の加盟および加盟団体の脱退
5. 規約の改正
6. その他連盟運営に関する重要事項

(開催)

第17条 理事会は3カ月を越えない期間毎、および3加盟団体以上が開催を求めたときに、理事長が招集する。

(議長)

第18条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者とする。

(議決)

第19条 理事会は加盟団体の2/3以上の出席で成立し、その議決は、出席団体の過半数によってなされるものとする。賛否同数の場合は理事長が裁定する。ただし、出席者数には事務局に委任の意志を伝えた者および代理出席者を含めるものとする。

## 第6章 役員会

(構成と機能)

第20条 役員会は全役員で構成し、連盟の効率的運営のために以下の事項を行う。

1. 連盟運営に必要な事項の事前審議
2. 日常的処理の必要な事項の決定と実行

(開催)

第21条 役員会は理事長が必要に応じて召集する。

(公開性)

第22条 役員会は公開とし、役員以外も出席し意見を述べる事ができる。役員会での審議事項等は理事会で報告しなければならない。

## 第7章 特別措置

(緊急時の運営)

第23条 理事長または役員会は、日程上やむを得ない場合に限り、役員会または理事会の機能を果たすことができる。ただし、事後可及的速やかに、役員会または理事会の承認を得なければならない。

(特別組織)

第24条 理事長は特定の行事の企画、実行のために、理事会の承認を得て、その行事の担当組織および予算を編成し、執行することができる。

(顧問)

第25条 連盟に若干名の顧問をおくことができる。顧問の選任、役割、任期その他は理事会において定める。

(賛助団体等)

第26条 賛助団体等については、理事会は本規約各条の適用に関して例外を認めることができる。

## 第8章 連盟費

(連盟費)

第27条 連盟費は加盟団体毎に年間3,000円とし、年度始めに徴収する。年度途中の加盟の際は、加盟時に徴収する。ただし、賛助団体等の連盟費については、個別に理事会で定めるものとする。

## 第9章 加盟および脱退

(加盟および脱退)

第28条 連盟への加盟および連盟からの脱退は、理事会の承認を得なければならない。

## 付則

1. 本連盟の英文名称は、“Kurashiki-City Chorus League”とする。
2. 連盟の事務局は、理事長宅に置く。